2019年2月22日





#### ◆ 発 行 ◆

#### 名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL& FAX: 052-837-7420 e-mail: roushokuken@be.to http://nagoya-rosai.com/



ニチアスに対する損害賠償訴訟提訴後に記者会見に臨む元袋井工場 従業員の男性(右から2人目) 2月6日、静岡県社会部記者クラブ

#### 97号目次

☆ 新年挨拶

P2

- ★ ニチアス袋井工場元従業員が石綿肺を発症 会社に対する損害賠償訴訟 を提訴 P2~P6
- ☆ 良性石綿胸水を発症した被災者が名古屋地裁にアスベスト被害国家賠償 訴訟を提訴 P6~P9
- ★ マルハニチロはアスベスト被害の責任を取れ 大型冷凍船機関員がびま ん性胸膜肥厚などで死亡 P10~P11
- ☆ 第7回名古屋入国管理局との意見交換会

P11~P12

★・・・995,132人・・・

P13

☆ 事務局からのお知らせ

P13~P14

### ☆新年挨拶



平成最後の年、31年が明けました。今年もよろしくお願いいたします。

まず、私事になりますが昨年は本当に大変な、激動の一年でした。以前「もくれん」にも書きましたが、2年前に妻、祐子に癌が見つかり1年半の間に2度の手術をし、その後闘病しておりました。残念ながら昨年7月に亡くなってしまいました。妻とは最後までお家でという約束と、また、痛くないように、苦しまないように診ていくと約束していましたので、約束通り最後は安らかにお家で子供たち、母親、親友に見守られ亡くなりました。本当に残念で、悲しいことですが今後も在宅医療が拡がっていく中で7年前の故杉浦裕先生を始め、我が父、妻の在宅看取りは最後までお家でみていくことの良さや、重要なことを、さらに多くの方々に今後の生き方、死に方、人生の歩み方を学んでいただくきっかけになればと思っています。

労職研に関しては、普段の外来、訪問診療に加え、名古屋市医師会の理事としての仕事も増えて、事務局会議や総会、アスベスト被災者の検診などでしか関わる機会がありませんが、昨今アスベスト、じん肺、中皮腫の患者さんの数自体は増えていますし、相談もコンスタントにあります。事務局成田の話では、最近では愛知労働局、岐阜労働局、労働基準監督署に杉浦医院の印のある書類を提出すると「また森先生ですか」と言われるくらいの存在になってきているようです。今後も被災者の検診で書く診断書には、胸部レントゲン写真や CT 検査で、目を凝らしてアスベストが原因となるものはすべて挙げて、アスベスト・じん肺が原因であることが十分に伝わる診断書の作成を心がけます。

当会の財政も相談者からのカンパや会費をいただいて、何とか良い運営を維持することができています。また、一昨年からの目標の一つである新しい事務局員は見つけることができておりませんが、事務局成田、事務牧二人で何とか体を壊すことなく、頑張っていただいております。引き続き無理のないように頑張っていただきたいものです。

会員の皆様方には、毎年総会でお会いし、忌憚なきご意見をいただき初代杉浦裕先生の杉浦イズム、二代目伊藤光保先生の伊藤イズムを忘れず、今後も名古屋労災職業病研究会の発展のために尽力していきますので、引き続きご支援、ご鞭撻いただけることを願っております。

(労職研代表 森 亮太)

## ★ニチアス袋井工場元従業員が石綿肺を発症

## 会社に対する損害賠償訴訟を提訴



2月6日(水)、静岡地方裁判所において、ニチアス袋井工場でアスベスト(石綿)含有保温材・シリカライトの製造作業に従事し、石綿肺(合併症:続発性気管支炎)に罹患した静岡県内在住の元従業員男性 A さん(78歳)がニチアスに対して2200万円を請求する損害賠償訴訟を提起しました。

提訴後、A さんはアスベスト訴訟弁護団と男性が加入する労働組合、アスベストユニオン(全造船関東地協労働組合アスベストユニオン)とともに記者会見に臨み、「この件について会社とも交渉したけれど、納得できず訴訟を起こしました。何の安全対策もなかったことを会社に一番訴えたいです。安全対策もなく、みんな埃まみれで働いていた。今では肺活量も少なく歩くのもえらい(しんどい)です。じん肺は治せるものでなく、一日一日の命です」と記者団に訴えました。厚労省の石綿ばく露による労災認定等事業場公表の平成29年度までの累計を見ると、ニチアス全社で331件の労災認定があり、その内、袋井工場では19件の労災が認められています。袋井工場の19件の労災認定の中で、石綿肺による認定は A さんのみです。

#### 浜松相談会での出会い

2016年10月29日(土)に筆者は浜松科学館でアスベスト被害相談会を関西労働者安全センターの酒井さん、神奈川労災職業病センターの鈴木さんに手伝ってもらい開催しました。

相談会に先立って浜松市役所で記者会見を行いました。ニチアス羽島工場元従業員の山田益美さんと元ゼネコン現場監督で中皮腫で療養中だった静岡市の逸見さんに参加してもらったのですが、NHKとSBS(静岡放送)ニュースや、新聞記事で紹介された山田さん、逸見さんのコメントにインパクトがあり、浜松相談会には28件もの面談、電話相談が寄せられました。その中の1人がAさんでした。

A さんはテレビニュースをみて、相談会前の10月22日に最初の電話相談をかけてきてくれました。「20代の頃、ニチアス袋井工場で10年間保温材の製造に従事した。息がとても苦しい」という相談でした。



記者会見中のAさん

A さんは29日にお連れ合い、娘さんとともに相談会に来場されました。2005年に取得した石綿健康管理手帳も持参され、胸膜プラークの記述の他、粒状影など石綿によるじん肺を疑う所見も記入されていました。

A さんはニチアス袋井工場に1964(昭和39)年8月から1972(昭和47)年8月まで勤務し、保温材の製造部門において石綿などの原料混合作業や圧縮プレス機による成形作業に従事しました。袋から石綿を取り出す際には、大量の粉じんが発生し、粉じんまみれだったということでした。また、完成した保温材を箱に詰めるときにも多くの粉じんが舞ったということでした。A さんは息苦しさを特に訴えられ、とても呼吸困難度の高い方だという印象を持ちました。じん肺管理区分決定申請を行ったことはないとのことで、まずは、じん肺健康診断を受けてもらうことを勧めたところ了承していただきました。

ニチアス袋井工場はシリカライトの需要の増大に対応するために開設された工場で、竣工は1964年(昭和39)年3月2日だったのでAさんは袋井工場開設から間もない時にニチアスに就職したことになります。

#### 海老原勇先生によるじん肺健康診断

海老原勇(えびはらいさむ)先生は、労災職業病運動の世界ではとても有名な医師です。

千葉大学医学部卒業後、旧佐久間町(現浜松市天竜区)の山香診療所で、同町内にあった古川工業旧久根工業所(久根銅山)と旧龍山村(現浜松市天竜区)にあった日本鉱業旧峰之沢工業所で働きじん肺になった鉱夫たちの診療にあたる中で、労災認定されていない埋もれたじん肺患者たちの存在に気づき、患者の掘り起こしを行ったことがきっかけとなり、2017年5月3日に火災事故で亡くなるまで、じん肺の診療と研究に生涯を捧げました。

2016年に浜松で相談会を行った時、海老原先生は東京のしばぞの診療所で診察にあたっていましたが、月2回、浜松佐藤町診療所でじん肺やアスベスト疾患の患者さんの診察に通って来られていました。

12月8日、A さんは筆者とともに浜松佐藤町診療所に行き海老原先生の診察を受けました。この時、海老原先生から筆者は「どうして浜松相談会に佐藤町診療所のスタッフを呼ばないんだ。一緒にやっていくんだろ」と叱られてしまいました。これが筆者が海老原先生にお会いした最後になりました。筆者を叱られた後、海老原先生はじっくり A さんの胸部レントゲン写真を見たうえで、じん肺管理区分決定申請が可能であることを伝えてくれました。肺機能検査結果もパーセント肺活量が40.9パーセントで著しい肺機能障害があると言えるレベルでした。海老原先生は次回、たんの検査を行う事を A さんに告げました。この日から A さんは浜松佐藤町診療所に通院しています。

#### 労災認定

海老原先生にじん肺健康診断結果証明書を作成していただき、静岡労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、2017年3月17日にじん肺管理区分管理2、エックス線写真の像:PR1、かかっている合併症の名称:続発性気管支炎、療養の要否:要との管理区分決定を受けました。じん肺管理区分が管理2でじん肺の合併症として認められている続発性気管支炎の発症が確認された場合は労災として認められることから、4月4日Aさんと筆者はニチアス袋井工場のある袋井市を管轄する磐田労働基準監督署に行き労災請求を行いました。労災は労働基準監督署による調査の結果、7月21日に認定されました。袋井工場元労働者の石綿肺による労災認定はこれが初めてとなりました。

#### ニチアスからの連絡

9月中旬、A さんの労災認定後、ニチアス袋井工場総務課の担当者が A さん宅に電話をしてきて、A さんの年金加入記録の提出を求めてきました。年金加入記録にはこれまで勤めた会社名とそれぞれの会社での厚生年金加入期間が記載されており、退職するまでの職歴を把握することができます。A さんが年金加入記録の提出を個人情報であると断ると、ニチアス担当者は訪問による面談を申し入れてきました。A さんは断りましたが担当者は連絡をしてきて、会社として補償を支払う規定があり、ニチアス以外で石綿を使用していないということを確認するため年金加入記録を提出して欲しい」ということを家族の1人に伝えてきました。

A さんは年金加入記録をニチアスに提出しないことを決めましたが、ニチアス本社管理本部環境対策室は9月27日付で A さんに書面を送り付けてきました。内容は、「拝啓 弊社では、弊社に勤務し石綿疾患に罹患して労災認定された方で、弊社の定める要件を満たした方に対し、補償金に関するお話し合いをさせていただいております。お話を進めるにあたっては、要件の確認に必要な書類のご提出をお願いしております」というもので、労災の支給決定通知と年金加入記録を求めてきました。ニチアスの補償規定も、定める要件も分からないのに書類提出は出来ないことから、A さんは石綿被害に遭った労働者や退職者を対象にした個人で加入できる労働組合「アスベストユニオン(本部:横浜市)」の組合員になりニチア

#### 団体交渉、そして訴訟提起へ

ニチアスとの団体交渉は4回に及びました。 掛川市内で行われた団交には、アスベストユニ オンからは文泰竜執行委員長、執行委員の早川 寬さんと筆者、A さんと A さんの奥さんが毎回 出席し、ニチアス側は会社側の弁護士2、3人 とアスベスト問題を担当する部長を含む社員3、 4人が毎回出席しました。ニチアス側の出席者 が名刺交換を求めないのが印象的でした。

団交はユニオンから袋井工場におけるアスベ スト粉じんに対する安全対策、袋井工場におけ るトータルな被害の数、退職した労働者への健 康対策、退職した労働者のアスベスト被害に対 する補償について回答を求める申入書を事前に 提出し、団交で会社側から説明を受けた後、議 論する形で進んでいきましたが議論は平行線を たどり、団交は決裂しました。

A さんはニチアス退職後もかつての先輩や同 僚たちと交流を続け、中にはアスベスト疾患で 亡くなった方もいました。これからも元従業員 の中にアスベスト健康被害が発生する可能性が 大きいことや、Aさんのニチアス在籍当時はま ったく安全対策がされていなかったという意識 があることから、A さんは訴訟を提起すること を決め、アスベスト訴訟弁護団の位田浩先生、 栗林亜紀子先生、竹藪豊先生に依頼しました。 位田浩先生は石綿肺に罹患した山田益美さんと 故角田正さんの両アスベストユニオン組合員ら が原告になり、ニチアスに賠償を求め2015 年に勝訴したニチアス岐阜訴訟を担当した弁護 士です。

裁判前、Aさんは自身が働いていた頃の袋井 工場内部の見取り図を大きな紙に書いて弁護士 との打ち合わせに臨みました。

ニチアス静岡訴訟の第1回口頭弁論期日は5 月10日(金)15時から静岡地裁203法廷 で行われます。

本訴訟への皆様のご支援をお願い申し上げます。 (事務局 成田 博厚)

で多量のアスベスト(石 スの袋井工場 (袋井市) 害賠償を求める訴えを、 岡地裁に起こした。 九六四年八月から八年間 石綿と他の原料を混ぜる作 訴状によると、男性は

置されておらず 安全配慮義務違反

元労働者らの労組

2019年2月7日 中日新聞

している。

管支炎、呼吸機能障害と診

静

9840=を設ける

イン=070 (5251)

と賠償交渉をしていたが、 労災認定を受け、ニチアス

袋井市総合センターで被害

ベストユニオン」は

くことも食事も苦し 会社の姿勢を問いたい

## ニチアスのアスベスト労災認定者数は 331 人 (厚労省の石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表より)

								(備	考) 平成29年	度までの累	RBH							
事業場名	<b>労災保険法支給決定件数</b>									石綿救済法	支給決定的	牛数		総合計 ()死亡者数				
	中皮腫	うち死亡	肺がん	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿 胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち死亡	労災保険法支給 決定件数合計 ( )死亡者数	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	石綿救済法 支給決定件数 合計	( ) 9	5仁日蚁
鶴見工場	14	6	15	7	2	2	2		1	1	34 (16)		1			1	35	(16)
袋井工場	10	6	7	2	1		1				19 (8)					0	19	(8)
羽島工場	31	17	32	13	8	3	1		1	1	73 (34)		4			4	77	(34)
王寺工場	34	11	48	16	13	4	4	1	3	2	102 (34)	4	5	2		11	113	(34)
札幌支店	3	2	2	1	1						6 (3)			1		1	7	(3)
仙台支店			1	1							1 (1)	1	1			2	3	(1)
東京支社	7	4	14	6							21 (10)	3	1	1		5	26	(10)
鶴見研究所	2		2	1							4 (1)					0	4	(1)
名古屋支社	1		4	1			1	1			6 (2)		1			1	7	(2)
富山営業所			1								1 (0)					0	1	(0)
大阪支社	6	4	8	5					1		15 (9)	2				2	17	(9)
堺配送センター	2	2	1								3 (2)					0	3	(2)
岡山支店			2						1		3 (0)					0	3	(0)
広島支店	2	2									2 (2)					0	2	(2)
徳山営業所	1										1 (0)		1			1	2	(0)
九州支社	6	2	1								7 (2)	1	2			3	10	(2)
北九州支店							1				1 (0)					0	1	(0)
大分営業所			1								1 (0)					0	1	(0)
合計	119	56	139	53	25	9	10	2	7	4	300 (124)	11	16	4	0	31	331	(124)

## ☆良性石綿胸水を発症した被災者が

## 名古屋地裁にアスベスト被害国家賠償訴訟を提訴

## 

2月13日(水)名古屋地方裁判所において、(株)ミヤデラ断熱(旧社名:宮寺石綿理化工業(株)、本社:東京都品川区)の専属下請工事会社・中京保温(有)に勤務し、良性石綿胸水を発症した男性、B さん(77歳)が国に対して1265万円の一部の50万円を請求する損害賠償訴訟を提起しました。このような請求額になった理由は裁判所への手数料を減額する為で、実際の請求額は1265万円(慰謝料1150万円+弁護士費用115万円)です。

B さんは中京保温で工場設備配管やビル配管などにアスベスト含有保温材を加工し巻き付ける保温工事に従事する労働者でしたが、業務の中で名古屋市西区にあった元請け会社・ミヤデラ断熱の名古屋工場内での石綿製品の運搬や加工作業に従事し飛散する石綿粉じんにばく露しました。

提訴後、アスベスト訴訟弁護団とともに記者会見に臨んだ B さんは、「ちょっと歩くと息切れがしますし、しゃべるのもえらい(しんどい)。少しあるいても息切れします。階段を上がる時も7、8段上がると休憩しなければなりません」と現在の病状について語った上で、提訴については「同業者の中に国賠訴訟について分からないまま亡くなった人もいるので提訴

することを決めました。現在のようになったのは収入の為だったので仕方ないと思う反面、 国もきちっとやってくればよかったと思う」と話しました。

#### ミヤデラ断熱(旧社名:宮寺石綿理化工業)

ミヤデラ断熱は1919(大正8)年創業の会社です。かつては石綿を含有する保温材やパッキン、テクスタイル、石綿板などを主産するメーカーで東京都大田区にあった主主場の大森工場や宮城工場、名古屋工場跡でを正した。大森工場跡であるとがありますが、東京労災による労災認定事業所一覧表を見る労災認定事業による労災認定事業所一覧表を見る労災認定事業の石綿による労災を確認することができます。

ミヤデラ断熱は現在では生産は行っておら



国賠訴訟提訴後の記者会見

ず保温保冷断熱工事や断熱材の販売、アスベスト調査除去工事、省エネ対策工事を主な事業としています。同社ホームページで会社概要を確認すると、社員数が単体70名(うちベトナム実習生14名)、外注常用作業員約400名(うちベトナム実習生23名)とあることから、工事自体は下請工事会社が行っていることがわかります。

ミヤデラ断熱は保温実習協議会に参加し、ベトナムにある保温ベトナムハノイ学校で事前 講習を受けた技能実習生を積極的に受け入れていく姿勢を示しています。建設業界の人材不 足が深刻な状況になりつつあることを実感します。

#### 泉南型(工場型)アスベスト被害国賠訴訟

国は、2014年10月に言い渡された「泉南アスベスト訴訟」の最高裁判決において国家賠償責任が認められたことから、この判決で認められた国の責任期間内(1958(昭和33)年5月26日から1971(昭和46)年4月28日)に石綿工場で働き石綿関連疾患に罹患した労働者又はその遺族に対し、訴訟上の和解手続きにより損害賠償を行うことを表明しました。Bさんの提起した訴訟はこの国の表明に基づく国賠訴訟です。

#### ミヤデラ名古屋工場での石綿ばく露

B さんは高校卒業後、1960(昭和35)年8月から1970(昭和45)年3月までミヤデラ断熱専属の下請工事会社、中京保温に勤めました。中京保温は名古屋市中区のミヤデラ名古屋支店内に事務所を置いていました。中京保温でのBさんの仕事は配管やダクト保温工事の施工でしたが、現場で使用する石綿含有保温材などの石綿製品を取りに頻繁に名古屋市西区南堀越の庄内川近くにあったミヤデラ名古屋工場に立ち入っていました。

石綿製品を名古屋工場に取りに行った時はトラックを工場の入口に止め、石綿製品を製造している設備のすぐそばを通り工場内の製品保管場所まで行き、石綿製品を台車に載せたり、両手で抱えたりしてトラックまで運び荷台に積み込みました。石綿製品の積み込みの他、現場で使用する保温材を名古屋工場内で丸ノコなどを使用し切断し、現場に持っていくこともありました。

当時、ミヤデラ名古屋工場では石綿含有ハードセメント、石綿クロスやロープ、石綿布団などの石綿製品が製造されていました。石綿含有保温材は、石綿と珪藻土などの原料を混合

し蒸気で煮たものをプレス機で成形した後、乾燥室に入れて乾燥させて製造し、ハードセメントは石綿とセメントなどの原料を大きな箱に投入し、人力で混合して製造していました。石綿クロスは他社より仕入れた石綿糸を紡織機で織り製造していました。石綿クロスは折りたたんで袋状にし、その中に岩綿などを入れて周囲を石綿糸で縫い合わせて石綿布団という蒸気機関車のボイラーを覆う断熱製品に加工されることもありました。これらの作業では大量の石綿粉じんが飛散していましたが、局所排気装置はありませんでした。製造された製品は同じ建物内の保管場所に保管されました。製造が行われている場所と保管場所には仕切りはありませんでした。

#### 良性石綿胸水の発症

2008年2月か3月頃、B さんは階段をのぼる時に息苦しさを感じたりする体の異常を自覚し中部労災病院を受診しました。この時は病院から石綿健康管理手帳申請を勧められ、石綿健康管理手帳の交付を受けました。

2009年11月、石綿健康管理手帳による定期健診を受けたところ左肺に水が溜まっているのが見つかったことから、2010年1月に精密検査を受けたところ、石綿ばく露による「良性石綿胸水」の診断を受けました。Bさんは労災申請を行い、同年8月、名古屋西労働基準監督署により労災認定されました。治療は現在も継続しています。

先にあげた2014年10月の泉南アスベスト訴訟最高裁判決の事案には良性石綿胸水の被害者がいなかったため、良性石綿胸水の基準慰謝料についての判断は示されていません。このことについて弁護団は訴状の中で、泉南アスベスト訴訟と類似するアスベスト関連の国家賠償請求訴訟である建設アスベスト訴訟の東京高裁平成30年3月14日判決が「良性石綿胸水については、再発を繰り返すことにより、びまん性胸膜肥厚を引き起こしたり、胸水が被包化され消退しない場合には、拘束性呼吸機能障害を来したりすることがあることに照らすと、これらの疾患による精神的苦痛は、

綿製品製造工場などで 名古屋地裁に起こした。 康被害を受けたとして、 ま市の男性(77) 損害賠償を求める訴えを 元作業員損 1958~71年 国あ 定を受けた。 綿が原因だとして労災の認 性石綿胸水と診断され、 (国の賠償方針を) 2010年に良 市内の 石 番号は 相談を14日午前10時~午 健康被害を受けた人の 災職業病研究会は、 に伝われば」と話した。

2019年2月14日読売新聞朝刊

じん肺において、著しい肺機能障害があると認められる場合である管理4と同等のものであると認めるのが相当である」と述べた上で、良性石綿胸水の基準慰謝料額を石綿肺管理4と同額にしていることを鑑み、国の責任額は1150万円と主張しました。

#### 注目の石綿国賠訴訟

Bさんは中京保温退職後は父親の経営する会社で保温工の仕事を続けました。1984年には自身が事業主になり会社を法人化しました。良性石綿胸水の影響で工事はもうできませんが、経営や営業関係の仕事は続けています。中皮腫や肺がん、石綿肺などで労災認定され休業した場合休業補償が支給されますが、良性石綿胸水は通院日のみ休業補償が支払われる

ことが多く、B さんも治療費と通院日の休業補償のみ受けています。休業補償を完全に受けることが出来ないことから、良性石綿胸水の被災者にとって国賠訴訟は療養のためのまとまった補償を受ける重要な機会と言えるのではないでしょうか。

本訴訟は泉南型国賠訴訟において良性石綿胸水の基準慰謝料について裁判所がどう判断するかということや、B さんの工場立ち入り時の石綿ばく露についての裁判所の評価等、注目する必要のある訴訟です。

(事務局 成田 博厚)

■ 名古屋 <b>2019年</b> (平成31	年)2月14日(木)	毎	日
を対する場合を受けられる。 訴状によると、男性は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名は1960~70年、名称が飛散する環境	を吸って肺の病気になったとして、あま市の自営業の男性(T)が13日、国に損害賠償を求めて名古屋地裁に提訴めて名古屋地裁に提訴めて名古屋地裁に提訴が日、国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めた20国の責任を認めている。	国が対策を怠ったた一で、。	石綿被
2019年2月14日	れた。 根訴後に会見した男性は「ちょっと歩くと性は「ちょっと歩くと性は「ちょっと歩くと性は「ちょっと歩くときで説明し、「自分の提訴した。代理人弁護と話した。代理人弁護となる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のとなる人のうち3分のというというというというというというというというというというというというというと	一で、2010年1月に 高名古屋労災 第世 損害賠償を求め	綿被害者が国提
毎日新聞朝刊	で表している。「労災補償を企業からの補償金を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受けた人も国の賠償を受ける。この52・837・7(052・837・7(052・837・7)	る名古屋労災職業病研を求める古屋	訴

# (株) ミヤデラ断熱のアスベスト労災認定者数は 19人

(厚労省の石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表より)

	(備考)平成29年度までの累計																	
事業場名	労災保険法支給決定件数										石綿救済法	支給決定的	牛数		総合計			
争未场句	中皮腫	うち死亡	肺がん	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿 胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち死亡	労災保険法支給 決定件数合計 ( )死亡者数	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	石綿救済法 支給決定件数 合計	( ) 5	死亡者数
ミヤデラ断熱 宮城工場					1						1 (0)		1			1	2	(0)
ミヤデラ断熱 大森工場	3	1	1								4 (1)	1				1	5	(1)
ミヤデラ断熱 名古屋工場			1	1							1 (1)		1			1	2	(1)
ミヤデラ断熱 佐世保出張所									1		1 (0)					0	1	(0)
ミヤデラ断熱 本社	3		3	1							6 (1)					0	6	(1)
ミヤデラ断熱 名古屋支店	1	1									1 (1)	1				1	2	(1)
ミヤデラ断熱 北陸支店	1										1 (0)					0	1	(0)
合計	8	2	5	2	1	0	0	0	1	0	15 (4)	2	2	0	0	4	19	(4)

## ★マルハニチロはアスベスト被害の責任を取れ

## 大型冷凍船機関員がびまん性胸膜肥厚などで死亡



Kさんは1948年10月から1979年11月までマルハニチロの前身会社の一つである大洋漁業株式会社の機関員として捕鯨船団やサケ・マス船団などの船舶に乗船していました。退職後、故郷の長野県で余生をおくっている時、機関員だった時に断熱材など船舶内に使用されていたアスベストを吸い込んだことが原因でびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水、アスベスト肺を発症しました。Kさんの石綿ばく露による呼吸不全状態は経時的に増悪し続けていましたが、2015年9月、懸命の治療にもかかわらず呼吸不全が悪化しKさんはお亡くなりになりました。

Kさんの死後、遺族が船員保険の申請を行ったところ、2017年12月1日に職務上疾病として認定されました(労災認定)。

Kさんのアスベスト疾患による死亡の責任はKさんの乗船していた船舶を所有していたマルハニチロにあることから、ご遺族がアスベストユニオンに加入し、同社と2018年4月16日に長野市内で団体交渉を行ったところ、マルハニチロは「業務日誌が保存されておらず船舶内でのKさんの状況を知ることができない」という理由で遺族への補償を拒否しました。

アスベストユニオンはすぐさま抗議と争議通告を行い、6月6日にコミュニティ・ユニオン首都圏ネットワークの仲間とともに江東区豊洲フロントにあるマルハニチロ本社に抗議行動を行いました。

Kさんの船員保険申請時にマルハニチロが発行した在籍証明を見ると、同社が少なくともKさんの乗船日時や乗船した船舶名に関する記録を保有し、Kさん乗船当時の船舶内には断熱材など多くのアスベストが使用され、船内で機関等の運転、修理、点検にあたる機関員、操機手がアスベストにばく露したことを認識していることが分かることから、マルハニチロのユニオ



マルハニチロ本社への抗議行動

ン及び遺族への対応は全く不誠実なものであると言わざるを得ません。船舶に乗船して働く機関員、操機手がアスベストにさらされる業務であることは一般的に知られており、アスベスト被害に遭った元乗組員に対する補償制度を作っている日本郵船のような船会社もあります。

厚生労働省が公表している一覧表を見ると、マルハニチロの前身会社だった大洋漁業と日 魯漁業では中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚等で船員保険の職務上の認定を受けた元乗組 員がKさんを合わせて10人もいることが分かります。このような状況でもマルハニチロは これまで、自社の保有する船舶に乗船しアスベスト疾患を発症した乗組員への補償は行って おらず、被災者と家族は泣き寝入りを余儀なくされています。

6月6日に行った抗議行動後も状況が変わらなかった為、ご遺族とユニオンは旬報法律事

務所の蟹江鬼太郎、早田由布子両弁護士による交渉を依頼しましたが10月9日、「お話合いによる解決は困難との結論に達した」との会社側代理人弁護士からの回答を受け、現在、Kさんの元同僚に機関員の仕事内容の聞き取りをするなどマルハニチロに対する損害賠償訴訟提起の準備に入っています。

マルハニチロの元乗組員たちに対する仕打ちは断じて許されるものではありません。マルハニチロは自社のアスベスト被害者達への社会的責任を果たすべきです。Kさんの訴訟への皆さまの絶大なご支援をお願い申し上げます。

マルハニチロはKさんのアスベスト被害の責任を取るべきです。

(事務局 成田 博厚)

## ☆第7回名古屋入国管理局との意見交換会



名古屋労災職業病研究会も加入している東海在日外国人支援ネットワーク(TOMSUN:Tokai Migrants Support Network)と名古屋入国管理局との意見交換会が1月10日(木)に行われました。TOMSUN と名古屋入国管理局との意見交換会は2012年11月より定期的に行われてきました。

今年の意見交換会には名古屋入管側から総務課、審査管理部門、難民調査部門、留学研修審査部門、仮放免審査部門、処遇部門、企画管理部門の担当者8名の出席があり、TOMSUNから18名が出席しました。



入管からの要請を受け、意見交換会では最初にフィリピン人移住者センターの石原バージさんが活動報告を短く行った後、入管との意見交換会の実施意義について参加メンバー数人が短く入管に伝えました。TOMSUNの発表の後、TOMSUNが事前に入管に提出しておいた質問事項への入管からの回答が行われその後、質疑応答が行われました。

TOMSUN からの質問事項は多岐にわたりましたが、名古屋入管への2017年度の難民認定申請者数総数(移管受理含む)の出身国別上位5位(表 1)がこれまでと様変わりし1位インドネシア・1718人、2位フィリピン・1200人、3位ベトナム・910人、4位スリランカ・522人、5位トルコ・459人となったことでした。インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカ出身者の難民認定申請が著しく増え、これまで申請者数が多かったネパール出身者の申請者数が減り、これまでも申請者が多かったトルコ出身者の申請が少し増えました。

名古屋入管への2017年度の難民認定申請者数は5554人でしたが、2017年度名古屋入管での難民認定は0人でした。最近の名古屋入管での難民認定は2013年度2人、2015年度1人、2016年度7人(アフガニスタン6人、ウガンダ1人)、2018年度1月から8月末までに2人(ブルンジ1人、アフガニスタン1人)でした。

質疑応答では様々な質問が TOMUN 側から出されましたが、愛労連の榑松さんが、旧法から2017年に施行された新しい技能実習法(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律)への移行措置において、新設された外国人技能実習機構が旧法時代のことは関与しないというがどうなのかと質問したことが印象的でした。この質問について

入管の回答は、「旧法時代の不正行為や法令違反は入管局が受け持つべきだと理解している」というものでしたが、榑松さんがさらに外国人技能実習機構で過去に起きたことはやらないと言われたと追及すると、「入管は旧法から新法へと続いていることであるから、できるだけ入管でやりたいと思っている」と回答しました。最後に榑松さんは、機構は入管法にまだ不慣れであり、入管は人材が機構に移ったので人手不足になっているそうですが、実習生の救済はどちらかできちんとやって欲しいと要望を伝えました。

TOMSUN で第7回名古屋入管との意見交換会報告集を作成しましたので、必要な方は事務局までご連絡ください。

(事務局 成田 博厚)

(表 1) 難民認定申請者数の総数(移管受理を含む)及び出身国別上位5位までの内訳数

対象期間	総数	国籍別1位	国籍別2位	国籍別3位	国籍別4位	国籍別5位
2018年	2,588 人	フィリピン 623	インドネシ	ベトナム	スリランカ	中国
1~8月末			ア 593	430	201	176
2017 年	5,554 人	インドネシア	フィリピン	ベトナム	スリランカ	トルコ
		1,718	1,200	910	522	459
2016年	2645 人	インドネシア	トルコ	ネパール	ベトナム	スリランカ
	(他局移管除	1269	434	255	226	173
	<)					
2015 年	1636 人	インドネシア	トルコ	ネパール	ベトナム	スリランカ
	(他局移管除	647	367	167	88	65
	<)					
2014年	799 人	トルコ	ネパール	スリランカ	ベトナム	パキスタン
		349	195	60	46	36

# (表 2) 難民認定申請者数のうち、2 回目以降の難民認定申請者の数並びに出身国別上位 5 位までの内訳数

対象期間	総数	国籍別1位	国籍別2位	国籍別3位	国籍別 4 位	国籍別5位
2017年	353 人	インドネシア	トルコ 91	ネパール 35	ベトナム 13	パキスタン
		166				12
2016年	252 人	トルコ 130	ネパール 48	インドネシア	スリランカ	ミャンマー
				17	15	13
2015年	207 人	トルコ 77	ネパール 69	パキスタン 15	ミャンマー	スリランカ
	(概数)				12	6
2014年	115 人	ネパール 43	トルコ 19	スリランカ 18	パキスタン	パキスタン
					10	10
2013年	69 人	ネパール 23	ミャンマー	トルコ 13	スリランカ	パキスタン
			14		8	4

## **★・・・995,132人・・・**

## 

995,132 人。この人数は厚生労働省が発表した 2016 年に全国で新たに癌と診断された 患者数である。2015 年は 891,445 人で 103,687 人の増加である。

癌登録推進法に基づき、国が患者情報をデータベース化する全国癌登録が導入されてから初めての集計結果で、より実数に近い数字とされている。部位別では、最も多いのが大腸、次が胃で、肺・乳房・前立腺と続き、この5部位の合計は約604,000人で癌患者総数の約60%を占めている。男女比は男57%の女43%で男が女の1.3倍となっている。都道府県別の罹患率は最も高いのは長崎県で、最も低い沖縄県の1.28倍である。

これらの数字から毎日約 2,700 人が何処かの病院で癌を宣告されていることになる。 因みに昨年の出生数は毎日約 2,400 人と言われている。癌を宣告された人がすぐに亡くなる 訳ではないが、毎日の死亡者数は約 3,400 人だから日本の総人口数が 1 億人を切るのはそれ程遠い先の話ではない、というのもこの数字からまんざら嘘とは言えない。

数字の見方を変えると、癌の宣告者数が 1 年間に 10 万人も増加したというのは、有名人がテレビ番組やインターネットのブログなどで癌と闘っている話を報告することで、視聴者たちが自分も癌検診(特に乳癌検診)に行かなければと思うようになり、その結果癌の早期発見に繋がったりして、癌を宣告された人数が増加したともいえるのではないだろうか。

だとすれば、1年間に10万人増加したとしても、早期の発見・治療によって5年10年と言わず或いは治癒する確率も高くなる訳で、悲観する数値ではないようにも思える。

今回の厚生労働省の発表では、大腸癌や胃癌や乳癌などがその多くを占めているとはいえ、 995,132 人の中に詳しい数字は分からないけれどもアスベストに因る癌の宣告者数も含まれていることは間違いなく、早期の発見であってほしいと願うところである。

私の場合であるが、咳が止まらないとか息苦しいとかの症状などまるでなく、何度か鮮血の唾を吐いたとか右足裏が異常に痛痒くなったという事があり受診したが、結果は異常なしとの診断であった。ただ CT 検査の結果、右肺に 1 c mほどの円影が映り、経過観察中に胸水の貯溜が診られた為、その後の精密検査で悪性胸膜中皮腫を宣告され、右肺と胸膜の全摘出手術を受けた。術後の診察で主治医は、当初ステージⅡと診断し手術を行ったが、中皮腫は心膜にまで浸潤していたことからステージⅢと診断を改めた。しかしながら幸いな事に、リンパ節や骨などには転移しておらず(脇のリンパ節は摘出)、手術後6年を生きている。

この事から、もし咳が止まらないとか息苦しいとかの症状が出てから受診をしていたとすれば、手術や放射線治療は受けられず、果たして"今の生"があるかどうか想像は難しい。

いずれにしても iPS 細胞やオプジーボなど治療方法は日進月歩で進化しており、どの癌においても早期に発見できれば完治に至らなくてもそれに近い治療にはなり得ると思う。

アスベスト疾患においては、僅かでもその環境にいた記憶があれば、早期に専門医を絶対 に受診すべきである。

(労職研会員 橋本 貞章)

## ☆事務局からのお知らせ

#### ★冊子「"生きる"を想う」を同封しました

労職研会員橋本貞章さんの冊子「"生きる"を想う」を同封しました。2015年から橋本さ

んが労職研会報「もくれん」に寄せてくださった文章をまとめたものです。中皮腫患者の橋本さんの苦しみ、希望などその時々の心情が伝わってくる冊子となっています。是非ご一読ください。

#### ★労職研総会のお知らせ

労職研第 16 回総会の日程が決まりましたのでお知らせします。

日時:6月16日(日)午後

場所:ウインクあいち 1209 会議室

記念講演:元産業医科大学教授 熊谷信二先生 有機溶剤の労災や職業病などについてお話して

いただきます。

是非ご予定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※会員の皆様には後日案内はがきをお送りします。

# 労職研の活動



12月				
	6 ⊟	名古屋労職研事務局会議	7 ⊟	アスベストユニオン会議
	8 🛭	奈良ニチアス退職者分会総会	16 ⊟	職業性疾患・疫学リサーチセン ター「2018 年職業性疾患学習 会」
	18 ⊟	クレーンオペレーター蒲さん の労災裁判傍聴	18 ⊟	東海在日外国人支援ネットワ ーク会議
	20 日 ~ 21 日	全国一斉アスベスト被害ホッ トライン	27 ⊟	名古屋労職研事務局会議
F		T		

1月				
	4 🛭	名古屋労職研運営委員会	10 🛭	名古屋入国管理局意見交換会
	17 ⊟	名古屋労職研事務局会議	18 ⊟	メンハラ対策局例会
	19 ⊟	アスベスト相談会(奈良)	20 🖯	アスベストユニオン総会
	23 ⊟	  岐阜アスベスト国賠裁判 	26 ⊟	コミュニティユニオン東海ネットワーク第 19 回交流会議
	30 ⊟	東海在日外国人支援ネットワ ーク会議	31 🛭	名古屋労職研事務局会議

#### 【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

#### 発行 名古屋労災職業病研究会

発行者:森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/